

那覇市新文化芸術発信拠点施設 基本計画

平成 26 年 10 月

那覇市

那覇市新文化芸術発信拠点施設 基本計画 目次

はじめに	1
1. 基本計画の位置づけ	2
(1) これまでの検討経緯の整理	
(2) 上位計画の整理	
(3) 関連計画の整理	
2. 事業計画	7
(1) 事業計画の基本的な考え方	
(2) 事業内容	
3. 管理運営	12
(1) 管理運営の基本的な考え方	
(2) 施設利用の考え方	
(3) 運営ルール of 考え方	
(4) 収支の考え方	
4. 運営組織	16
(1) 運営母体の考え方	
(2) 運営組織	
5. 施設規模と機能及び概要	22
(1) 施設整備の基本的な考え方	
(2) 施設の特徴	
(3) 施設機能	
(4) 機能諸室の配置検討	
(5) 駐車場について	
(6) その他	
6. 敷地条件	35
(1) 建設予定地	
(2) 外周道路	
(3) 周辺環境	
(4) その他	
7. 整備のための経費概算	36
(1) 施設の規模	
(2) 建設費等	
8. 整備スケジュールと今後の課題	37
(1) 今後のスケジュール	
(2) 今後検討が必要な課題の整理	

はじめに

那覇市では、新文化芸術発信拠点施設（以下「拠点施設」という）の整備に向けた基本構想を昨年8月に策定し、拠点施設の基本理念と基本方針を取りまとめました。拠点施設は、現市民会館の施設や設備等の老朽化、市民の文化活動の多様化や舞台演出の高度化などに十分対応できない現況を改善し、広く那覇市の文化を発信していくための施設として計画するとともに、新たな文化政策を実践するための中核施設となることを目指します。

本基本計画は、基本構想で示された基本理念及び基本方針を基に、建設予定地の敷地条件や周辺の都市基盤整備状況等を踏まえた上で、文化芸術を通じて人やまちを元気にし、魅力ある那覇市を形成するための拠点施設の具体的な内容を示すものです。

本基本計画の策定にあたっては、那覇市の掲げる「いい暮らしより楽しい暮らし」の実現に向けた心の豊かさを創造する施設として、また、社会包摂機能を備える公共施設としての役割を踏まえた検討を行いました。本施設で実践していく様々な活動を通して地域コミュニティの活性化を図り地域の活力を増進するとともに、文化芸術を活用し那覇市の都市としてのイメージや知名度を高めることで那覇市のブランディングを強化します。

さらに、これらの活動などにより、市民のまちへの愛着を育て、自らの住む地域への誇りを醸成するとともに、観光をはじめとした様々な分野においても、効果をもたらすことのできる施設として計画していきます。

1. 基本計画の位置づけ

(1) これまでの検討経緯の整理

① 基本計画策定に係る経緯

那覇市民会館は、本土復帰前の昭和45年に、県内初の本格的舞台を備えた公会堂として整備されました。開館後は、県内外からの質の高い公演など文化芸術の発信に利用されるとともに、市内外の催し物での利用や日常的な生涯学習の場として幅広く活用されています。しかしながら、開館後44年が経過し施設・設備の老朽化が進むとともに、今日の水準に照らし、優れた文化芸術を発信するために十分な機能を有しているとは言い難い状況となっています。

そのような中で那覇市では、平成22年度より新市民会館の建設のための基金条例を制定し、将来の建設事業に向けての財政的な準備を始めました。平成24年11月には、市長より那覇市文化行政審議会に対して新市民会館建設に向けた基本構想を諮問し、平成25年5月に答申を受けました。その後、庁内で基本構想(案)を作成し、約1ヶ月の市民意見の募集などを経て、平成25年8月に「那覇市新文化芸術発信拠点施設基本構想」を策定しました。同時に「那覇市新文化芸術発信拠点施設(新市民会館)建設候補地」を策定し、建設予定地を久茂地小学校跡地に決定しました。

平成25年10月からは、施設の基本的な規模や機能を定める「基本計画」の策定に取り組んできました。本基本計画の策定に当たっては、市民の多様な意見を反映させることを目的に、市民フォーラムや市民ワークショップの開催、文化芸術団体等へのヒアリングやアンケート調査など市民意見を聴取する機会を複数設けてきました。

② 基本構想に掲げる理念の確認

基本構想では、新たな市民会館は、文化芸術を通じて人・まちを元気にし、魅力ある那覇市を形成していくことを目指し、市民が創りあげ、市民にしかできない活動を実践するとともに、そうした市民を育成する拠点となると位置付けられています。

また、文化芸術を通じた国際交流を行い、国際文化都市那覇を構築することや、市民の発表の場としての機能を継承すること、質の高い文化芸術に触れる機会を創出していくことなどを通し、多くの人が集う文化が根づいたまちづくりを目指すことが謳われています。以上のことを行う拠点として、基本理念のキャッチフレーズ「感動を共有する、文化の薫り高い芸術創造発信拠点」が示されました。

また、基本方針として、「地域文化を創造・発信する」「優れた文化芸術に触れる」「育て・交流する」ことが定められています。

基本計画では、基本構想で示された基本理念及び基本方針に基づいた検討を行い、今後の設計者選定や管理運営計画の策定に向けた整備の方針を示します。

③ 建設地の選定についての検討結果

拠点施設の建設予定地については、平成25年8月に「那覇市新文化芸術発信拠点施設（新市民会館）建設候補地」を策定し、中心市街地の貴重なまとまった土地である「久茂地小学校跡地」に決定しました。

決定にあたっては、那覇市の最重要課題に位置づけている中心市街地の活性化、モノレールやバス等の公共交通の利用促進、市全域を俯瞰した公共施設のバランスなど様々な視点から3箇所の候補地を比較検討した上で決定しました。

建設予定地の選定における課題としては、施設の開館により発生する騒音や交通量の増加による渋滞などがあげられており、那覇市の文化関連施策や都市政策の中での課題などと併せて検討していくことが望まれます。

(2) 上位計画の整理

① 那覇市の計画等

那覇市では、「第4次那覇市総合計画」の基本構想において、6つの都市像のひとつとして「子どもの笑顔あふれる、ゆたかな学習・文化都市」を掲げ、市民が多様な価値観を認めあいながら、伝統的な文化を次代へ継承し、新たな文化を生み出していくことのできる、ゆたかな文化都市を創ることを目指しています。

同じく基本計画における政策のひとつとして「文化の継承と発展」が掲げられており、具体の施策としては、市民の文化活動が活発に行われるまちを目指すなどといった「市民の文化活動を支援する」や、伝統芸能などの伝統文化が次代に継承され発展していくことなどを目指すなどとした「伝統文化の保存と継承を図る」が示されています。各々の施策の方針では、「市民会館など文化施設の機能の更新、充実の検討」、「伝統文化に触れる機会の創出と情報発信の充実や継承する人材の育成」などが掲げられています。

また、平成17年には、「那覇市文化のまちづくりプラン 那覇市文化振興基本計画」が策定され、平成21年度までの文化政策の方針が示されました。その中では、「地域文化の創造と振興」「地域・都市文化の創造と振興」「伝統文化の保存と継承」「行政の文化化の推進」などの基本方針が示されています。

② 沖縄県の計画等

沖縄県では平成22年3月に「沖縄21世紀ビジョン」が策定され、目指すべき5つの将来像のひとつとして、「沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切に作る島」が掲げられ、県民が望む将来の姿として、「伝統文化を守り継承するのみならず、多様性と普遍性を受け入れ、新たな文化を創造している」ことが示されています。具体的な施策として平成24年5月に「沖縄21世紀ビジョン基本計画」、平成24年9月に「沖縄21世紀ビジョン実施計画」が示されており、「伝統文化の保全・継承及び新たな文化の創造」「文化産業の戦略的な創出・育成」が示されています。

また、平成25年10月には沖縄県文化芸術振興条例が制定され、文化芸術の振興に関する基本的施策では、文化芸術の振興、人材の養成等、文化芸術活動の充実、文化芸術の活用、文化芸術を支える基盤の強化が謳われています。

③ 国の動向等

全国的な文化を取り巻く状況としては、平成13年に「文化芸術振興基本法」、平成24年に「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」が制定され、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するための法的な整備が進められました。

◎文化芸術振興基本法

国民全てが等しく文化芸術を享受する権利が認められるとともに、地方自治体の文化芸術の振興に対する責務が明らかにされました。文化芸術は個人の趣味や嗜好のためだけにあるのではなく、社会的な存在として公共性を保ち、市民社会や都市生活に大きな役割を果たすものとして位置づけられています。特に、平成23年2月に閣議決定された第3次基本方針では、「文化芸術は、子ども・若者や、高齢者、障がい者、失業者、在留外国人等にも社会参加の機会をひらく社会的基盤となりうるものであり、昨今、そのような社会包摂の機能も注目されつつある」と明記されています。

◎劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(劇場法)

劇場法では、劇場や音楽堂等が担っている「国民の生活においていわば公共財とも言うべき存在」という社会的役割や「新しい広場」や「世界への窓」などの期待される機能が明らかにされ、地方公共団体の果たすべき役割として地域特性に応じた施策の策定や実施などが示されています。また、基本的な施策として地域における実演芸術の振興や人材の養成、学校教育との連携などがあげられています。

文化芸術は、創造性を育み表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌や多様性を受け入れることができる心豊かな社会の形成に寄与するものです。文化芸術それ自体が意義と価値を有することに加え、近年では、現代社会の様々な問題解決のきっかけとして、文化の力を活かすことの有効性や果たす役割が認められるようになり、教育、福祉、産業、観光など様々な分野において、文化を活かして効果を上げている事例が報告されています。

また、わが国の文化芸術活動は、首都圏への偏重、特に東京への一極集中の状況がみられ、地域での民間による活動は限られる状況になっています。わが国の経済状況の悪化等の影響などにより、文化芸術を享受できる層が限定的になっていることも想像される中、特に地域では行政が果たす役割は重要となり、公立文化施設の担う役割は今後ますます増大していくと考えます。

(3) 関連計画の整理

① 那覇市都市計画マスタープラン

平成11年4月に、那覇市総合計画（基本構想）の将来都市像の実現に向けた、主にハード面の都市整備の基本目標を定め市民参加によるまちづくりの進め方を明らかにすることを目的に那覇市都市計画マスタープランが策定され、平成24年3月に一部改訂を行っています。

その中では、都市づくりの基本目標のひとつとして「市民生活や文化活動などの地域拠点となる地区の整備」、また、拠点施設の建設予定地が位置する中心市街地の基本目標として、「中心市街地の再生と活力のある都心地区の形成」が掲げられています。

拠点施設の建設予定地は「那覇中央地域」に位置し、地域の将来像として『出会い・ふれあい・にぎわい那覇のまち』を掲げ、国際・商業・観光都心の形成を目指しています。

② 那覇市中心市街地活性化基本計画

平成11年に策定された「那覇市中心市街地活性化基本計画」では、中心市街地の課題として、商業施設の郊外化による来街者の減少、商店街の魅力低下、施設の老朽化、回遊性の不足、那覇新都心とのリンクなどがあげられています。交通面では、都市基盤整備の不足による慢性的な交通渋滞の発生、駐車収容能力の拡大、回遊性の向上などが課題とされています。また、住民、来街者ともに憩いの場となる公園の整備など豊かで安心して暮らせる住環境の整備、生活利便性や防災上の安全性の確保などがあげられています。拠点施設建設予定地は、中心市街地の中でも重点施策地域とされている地域に位置しており、建設予定地決定の経緯も踏まえ、様々な取り組みを行い中心市街地の活性化が図れるよう計画する必要があります。

③ 那覇市環境基本計画

那覇市では、平成12年に「環境基本計画」を策定し、平成26年に改訂を行っています。

その中では、「人・自然・地球に優しい環境共生都市なは」の実現に向けて、4つの基本目標とそれらを実現するための取り組みの柱とその展開が示されています。

環境の将来像

人・自然・地球に優しい環境共生都市なは

基本目標

基本目標 1 快適な都市環境と自然や歴史と共生するまち

基本目標 2 身近な取組で地球環境保全に貢献するまち

基本目標 3 環境を大切にする市民が暮らすまち

基本目標 4 環境と経済・観光が調和するまち

公共施設の建設等に係る市の取り組みとしては、「雨水や再生水の利用推進」「ビオトープの整備」「緑化の推進」「周辺景観との調和」「長寿命化対策の推進」「再生材等の利用推進」「太陽光・太陽熱システム、コージェネレーションシステム等の積極的導入」「省エネ化を推進」等を掲げています。

拠点施設の整備や管理運営においても、那覇市の目指す環境の将来像の実現に向けた積極的な取り組みが求められています。

④ 那覇市景観計画

那覇市は、平成23年5月に景観法に基づく「那覇市景観計画」を策定しました。景観計画の区域においては、類型別にエリアを設定しエリア毎の景観形成の方針を定めています。この中で拠点施設の建設予定地は、「都心住居エリア」に位置し、「商業・観光エリア」に隣接しています。都心住居エリアにおける景観整備の目標は「住・商・業の混在地区に一定のまとまりをつくり、低・中層建築物と高層建築物が調和する、活気・賑わいのある景観形成」とし、「微地形と平坦地（埋立地）という特性を活かした賑わい空間・沿道景観の形成」や「接する建物との連続性に配慮したファサードの形成」などを全体方針と定めています。また、隣接する「商業・観光エリア」の景観整備の目標を「国際的な交易・観光都市として、また、国際通り一帯は、歴史・文化の名にふさわしい亜熱帯の瑞々しい景観形成」などとし、全体方針として「街並みの連続性への配慮」「歩いて楽しい街並み景観の形成」「賑わいのある景観形成」「道路と一体となった空地の緑化や壁面・窓際の緑化の推進」などが掲げられています。

拠点施設の建設においても、これらの方針を踏まえ、那覇市の文化芸術を発信する拠点に相応しい優れた外観や意匠を備えることにより地域の活気やにぎわいを創出し、風格ある県都としての景観形成に努めます。

⑤ 那覇市交通基本計画

「那覇市交通基本計画」は、「第4次那覇市総合計画」「那覇市都市計画マスタープラン」を上位計画として、平成22年に策定され、計画の目標年次を平成42年としています。

那覇市の主要な交通課題としては、「公共交通の利便性向上」「車に頼りすぎる利用者意識の改革」「交通渋滞の解消」「安心・安全な道路空間の創出」の4つが掲げられています。

計画の基本理念を「なはの自然・文化が息づく交通まちづくり」とし、これまでの「車中心のまち」から「人中心のまち」への転換を図ることを計画の根幹となる考え方とし、那覇市特有の自然や文化が息づくまちづくりを交通で支えていくことを目指すとしています。拠点施設の建設予定地を含む「中心市街地エリア」は、交通まちづくりを進めていく上で重点的に取り組むエリアとして自動車利用を抑制し、徒歩・自転車、公共交通での移動を促すとともに、地元客や観光客が快適に歩ける歩行空間を確保するとしています。また、フリンジパーキングや既存駐車場への適切な誘導を行う施策を実施し、地区内での

不要な自動車移動を限りなく抑えることを掲げています。

拠点施設は、多くの市民や来街者が集う施設となることから、周辺環境を含めた交通の課題については、十分に検討する必要があるとともに、那覇市全体の交通施策と連動した施設計画及び開館後の管理運営が重要です。

2. 事業計画

(1) 事業計画の基本的な考え方

基本構想で定められた「地域文化を創造・発信する」「優れた文化芸術に触れる」「育て・交流する」といった基本方針に基づいた事業を展開します。

それぞれの事業は密接に絡み合っており、ひとつの事業が様々な側面を持ち合わせています。例えば、市民が参加する「市民ミュージカル」は「創造事業」に分類されますが、那覇市の魅力を県内外へと発信する「発信事業」、創造した作品を鑑賞する「鑑賞事業」、市民が参加することにより文化芸術の裾野を拡大していく「普及事業」、参加者や関わったスタッフのレベルアップにつながる「育成事業」、参加をきっかけに市民同士の交流が深まる「交流事業」など、全ての事業の側面が含まれています。このように事業を実施する際には、それぞれの事業の目的が効果的に達成されるよう計画することが必要です。

あらゆる市民が拠点施設で行う事業に直接参加できる環境の整備が望まれますが、拠点施設に来館することのできない市民も含めて、文化芸術に触れる機会を得ることができるように、アウトリーチ事業などを積極的に行うことが求められます。また、那覇市が抱える様々な社会的課題の解決に向けて、文化芸術の持つ社会包摂機能を活かし、教育、福祉、観光、産業、国際交流などの様々な分野と連携した事業を検討していく必要があります。

(2) 事業内容

① 「地域文化を創造・発信する」～創造事業～ ～発信事業～

沖縄らしさ、那覇らしさ溢れる独自の作品・表現の創造と発信を図ります。

そのためには、市民の創造活動を積極的に支援し、「市民自らが文化芸術の担い手」となる機会を創出することで、これまで文化芸術に親しんできた市民はもちろんのこと、触れる機会の少なかった市民も気軽に参加し、多くの市民が文化芸術の創造に携わることのできる機会を提供していきます。

加えて、うちなーぐちを継承する琉球古典芸能、沖縄芝居、琉球歌劇などの舞台芸術を発信していきます。那覇市は沖縄の玄関口であり、国内外から多くの観光客が訪れる観光都市です。この地域特性を活かして、独自の文化芸術を県外、国外へ発信することにより、

那覇市の文化芸術のより一層の発展や、シティイメージの向上が期待されるとともに、国内外に広く認知されることで、文化芸術の保存、継承にも大きく寄与することが期待されます。

【事業例】

- ◆市民が参加し、体験できる市民参加型事業
- ◆市民が事業の企画や運営に関わるなど、主体的に活動できる事業
- ◆琉球古典芸能を始めとする那覇・沖縄ならではの文化芸術を発信する事業
- ◆那覇・沖縄で活動するアーティストや団体の活動を発信する事業

那覇市では、平成 25 年度に以下の自主事業を実施しています。

- 創作エイサー発信事業
地域のエイサー団体が創意工夫を凝らしたオリジナル演舞を披露することを通して、伝統文化の継承と新しい文化の創造及び青少年の健全育成を図る。
- 平和音楽劇「レトロモダン那覇」
公募による一般市民が、那覇市芸術監督指導のもと、戦前～戦後の那覇を描いた音楽劇を公演。

② 「優れた文化芸術に触れる」～鑑賞事業～ ～普及事業～

多くの市民が、国内外の優れた文化芸術に触れる機会を提供していきます。離島県というハンディを克服し、市内で質の高い文化芸術作品を鑑賞できることが、市民の文化芸術への欲求や創造性を刺激し、市内だけでなく県内の文化芸術水準の向上や、活性化につながることを期待されます。

これまで、文化芸術に関わる機会の少なかった市民に対して、文化芸術の魅力を知るきっかけとなる事業や、親しみやすい作品を提供することで、文化芸術を楽しむ層の裾野の拡大を図ることが期待されます。

【事業例】

- ◆質の高い文化芸術を鑑賞する事業
- ◆琉球古典芸能を始めとする、那覇・沖縄ならではの文化芸術を鑑賞する事業
- ◆文化芸術の魅力に触れるきっかけとなる、裾野を広げる事業
- ◆子どもたちの文化芸術に対する関心を高める事業

那覇市では、平成 25 年度に以下の自主事業を実施しています。

- チェコ・フィル・ハーモニー・ゾリステンコンサート
国外の著名な演奏家を招聘し、クラシック音楽のすばらしさと卓越した演奏の世界を

堪能する事業。

●音楽の絵本コンサート

観るコンサートを表現することで音楽の楽しさを子どもたちに伝える事業として全国各地で高い評価を得ている。

●伝統芸能公演事業組踊「二童敵討と組踊版ももたろう」

地域に継承されてきた伝統芸能である組踊を、多くの市民に鑑賞してもらうことで、伝統文化の保存・伝承・普及を図る。

●沖縄芝居「大新城忠勇伝」

伝統芸能であるうちな一芝居の価値を再認識し、市民の文化遺産として普及・継承・発展を図る。

③ 「育て・交流する」～育成事業～ ～交流事業～

将来の文化芸術を担っていく人材を育成し、文化芸術の継承と発展に取り組むことが期待されます。

市民・県民の文化芸術活動を介し、文化芸術と市民、そして市民同士が相互に交流し、新たな出会いが生まれる場を創りだしていきます。また、人的交流だけでなく、情報の集積も行い、最新の文化芸術情報を広く提供することにより、新たな交流やつながりが生まれる場として機能していきます。

また、市内・県内で活躍するアーティストや、才能豊かな文化芸術の担い手を支援・育成することにより、那覇市や沖縄県の文化レベルを高め、全国的・世界的に活躍できる人材の育成につなげていきます。

【事業例】

◆将来の那覇・沖縄の文化芸術を担う人材を育成する事業

◆文化芸術の専門的な知識を学び、広く活躍できる人材を育成する事業

◆文化芸術をきっかけとした、交流を促進する事業

◆他県や他国など、市を超えて異文化と交流する事業

那覇市では、平成 25 年度に以下の自主事業を実施しています。

●音楽劇「負きてえならん」

小中学生を対象とし、うちな一ぐちを織り交ぜた演劇、歌、音楽で構成される音楽劇の体験を通して、創造する喜び、表現する楽しさを学ぶ。

●うちな一ぐち講座

一般市民を対象に講座を開催し、成果公演を通して、那覇・沖縄の芸能文化の原点であるうちな一ぐちの継承・普及を図る。

(3) 期間毎の事業展開の考え方・イメージ

文化振興による効果は短期間で現れるものではなく、成果が形となって目に見えるまでに長い期間を要します。そのため、拠点施設の開館前から中長期的な事業展開を計画し、継続して取り組んでいく必要があります。

拠点施設では、「地域文化を創造・発信する事業」「優れた文化芸術に触れる事業」「育て・交流する事業」をそれぞれ多面的に展開することが望まれます。その事業の実施にあたっては、計画期間を一定期間ごとに区切り、それぞれの期間で方向性と目標を定め、その達成に最も効果的な事業を重点的に、そして段階的に展開していくことが求められます。

また、近年の社会情勢や文化を取り巻く状況の変化は著しく、今後もそのスピードが早まることも考えられます。そのような中、文化芸術の担う役割や求められる効果、また、那覇市における社会的課題なども変化していくことが想定されます。

事業を開始してから一定の期間を経た後には、事業成果の到達度合いや、その時々^々の社会的要請や課題などへの対応具合を確認し、必要に応じた計画の見直しを行っていくことが求められます。

【開館前】

拠点施設が新しく開館することを広く告知し、拠点施設への関心を高めるとともに、開館後の利用者や鑑賞者を育てていきます。また、拠点施設の有無に関わらず実施できる事業や、既存施設を利用した事業を展開します。例えば、開館プレ事業としてアウトリーチやワークショップ、屋外イベントなど、育成事業や鑑賞事業などを中心に展開していくことが考えられます。

- ◆開館プレ事業を行い、拠点施設が開館することを市民に広く周知する。
- ◆アウトリーチ、ワークショップなど裾野を広げるための事業を展開する。

【短期計画】

鑑賞者の増加や施設の利用を促進するため、拠点施設の開館を周知し、拠点施設に足を運んでもらうための開館記念事業を実施します。この開館記念事業と併せて、質の高い文化芸術に触れる鑑賞事業、拠点施設を核とした交流を生み出す交流事業、文化芸術の楽しみを広く知ってもらい鑑賞や利用者の裾野を広げるための普及事業などを中心に実施していくことが考えられます。裾野を広げ、新たな市民を呼び込むとともに、市内・県内を中心に活動をしている団体やアーティストの参加を促すことで、作品の質の向上へとつなげ、那覇市や沖縄県の文化の発展を目指します。

また、拠点施設は企業や学会などのコンベンションの開催が可能なMICE機能を備えた施設であることを情報発信し、集会や大会などの利用も促進していきます。

- ◆質の高い鑑賞事業を行い、多くの市民に拠点施設に足を運んでいただく。
- ◆文化芸術を通じた市民同士の交流を生み出し、交流事業を展開する。

- ◆活動する団体やアーティストを支援し、文化の発展へとつなげる。
- ◆文化芸術を楽しむ層の裾野を広げる。
- ◆MICE 機能の利用を促進する。
- ◆活動する団体と提携してアウトリーチなどを行い、市民と団体の交流を促進し団体の知名度やイメージを向上させ支援層の拡大を図る。

【中期計画】

短期から長期への発展期として、将来へとつながる土台づくりとして、これまでの事業よりも一歩踏み込んだ事業を重点的に展開していきます。例えば、将来的な作品創造を見据えた市民の育成、子どもや青少年など将来の文化芸術を担う人材の育成などが考えられます。また、既に拠点施設を利用している市民だけでなく、新たな支援者の拡大を目指し、それまで拠点施設を利用したことがない市民に向けて事業内容を発信していくことや、アウトリーチなどの普及事業を継続して行っていきます。さらに、市民の誰もが気軽に参加できる創造事業に取り組むことで、鑑賞のみならず、自ら創造活動を行うことの楽しさを実感していただきます。

- ◆文化芸術を担う層を対象とした育成事業。
- ◆市民が気軽に参加し、創造する楽しみを実感できる事業。
- ◆拠点施設の活動を発信し、拠点施設の支援者を拡大する。

【長期計画】

拠点施設が、長期にわたって利用されることを見据え、地域に根付いた施設となるための事業を展開していきます。これまでに行ってきた育成事業や交流事業の成果を発揮し、作品の創造や発信などに取り組んでいきます。県内外の他のホール施設とも積極的に連携を図り、協働して事業を展開することなども検討していきます。また、拠点施設の活動を県内外に広く発信することで全国的に周知を図り、地域イメージの向上にも貢献します。

- ◆沖縄、あるいは那覇のオリジナル作品を創造する。
- ◆拠点施設を全国的に発信する。
- ◆他館や地域との連携を強化し、横のつながりを広げていく。

3. 管理運営

(1) 管理運営の基本的な考え方

基本構想にも示されているように、拠点施設が基本方針を達成し、高度な次元で事業を展開していくためには、多彩な事業を企画・推進できる専門的な人材の登用や、効果的に施設を運営していくためのノウハウをしっかりと確立させることが求められます。また、自主事業の他、貸館事業やMICE利用など多彩な利用形態を促進し、拠点施設の稼働率を高め、施設を中心としたにぎわいを生み出すためには、綿密な検討を行った上で管理運営体制を構築することが必要不可欠です。

施設の機能を最大限発揮し、全市民に貢献できる施設となるよう検討を進めていきます。

(2) 施設利用の考え方

施設の運営においては、施設が自主的に行う事業と、市民をはじめとする利用者に施設を提供する事業の2通りの利用が考えられます。ただし、施設を使用できる日数には限りがあるため、両者のバランスをとりながら施設の運営を行っていく必要があります。

(3) 運営ルールの考え方

施設を円滑に管理運営し、事業を行ったり貸出すなどといった施設利用のためには、公立文化施設として相応しい運営ルールを定める必要があります。運営ルールの設計にあたっては、現在の市民会館利用者、今後拠点施設を利用が想定される団体、興行利用が想定されるプロモーター等からのヒアリング調査などを行い、実態を把握した上で設計する必要があります。

また、建設予定地の周辺環境に配慮した運営ルールのあり方も検討する必要があります。

詳細な運営ルールは、次年度以降の管理運営計画において定めていきますが、検討項目には下記のような事項が想定されます。

【運営ルールの検討について想定される事項】

- 開館時間、休館日
 - 利用のニーズに合わせ、開館時間、休館日を決定します。開館している日数は、維持管理費や人件費などの運営経費へ直接反映されることから、利用者のニーズと職員人数や維持管理費などとのバランスを考えた上で、決定する必要があります。
- 使用申請方法
 - 拠点施設で直接使用申請申込みを受け付けるほか、インターネットからの申請を可能にするなど、申請の方法について検討します。

- 施設利用の優先順位
 - 単に申込み順に貸出をするのではなく、基本理念を持ち運営する施設として、利用の優先順位をつけることが望まれます。文化芸術関係の利用と、興行目的などその他の利用で同時に利用希望がある場合には、文化芸術関係の利用を優先することなども検討します。
 - ・ 文化芸術関係の利用と、その他の利用
 - ・ 那覇市民の利用と、他市町村の住民の利用
 - ・ 営利目的の利用と、非営利目的の利用
 - ・ 拠点施設と拠点契約を結ぶ団体など、重点的に支援する団体の利用 など

- 使用申請時期
 - 使用申込みをどの程度前から可能にするかの検討を行います。前述のように、文化芸術関係の利用とその他の利用で申込み時期に差をつけるなども考えられます。また、興行利用の場合は、1年以上前からの申込みが望まれることも多く、特に大型の催しを想定する際には申請時期に配慮する必要があります。

- 使用決定方法
 - 使用希望日が複数の申込者で重複した場合の、使用決定方法についての検討を行います。（抽選、一定の条件に基づく優先貸出など）

- 連続使用日数の設定
 - ひとつの団体が連続して使用できる日数の上限を検討します。諸室の特性や利用の想定により連続使用日数に差をつけることも考えられます。

- 使用時間・使用料（利用料金）の設定
 - 施設や設備の使用料（利用料金）を設定します。一日を時間帯によって区分し、区分ごとの料金を設定することを検討します。
料金設定については、以下のような分類などを検討します。
 - ・ 利用区分（午前、午後、夜間の料金の差）
 - ・ 平日と土日祝日
 - ・ 利用目的（営利と非営利）
 - ・ 利用者の居住地（市内と市外） など

- 使用料減免の考え方
 - 諸室、備品等の使用料の減免について検討します。使用料収入は施設の収入に直接反映されることから、減免の考え方については慎重に検討する必要があります。
など

(4) 収支の考え方

① 公立文化施設の役割と文化投資について

文化芸術を振興したことによる成果、例えば地域のにぎわいづくりや活性化、育成された人材の活躍、交流人口の増加などの効果は、一朝一夕に現れるものではなく、成果が形となるまでには、少なくとも数年から十数年の期間を必要とします。それらの効果を生み出すために行う取り組み、拠点施設の自主事業などには費用がかかります。鑑賞事業のようにチケットの売上などで一定の収入が得られる事業もありますが、アウトリーチなどの普及事業や、人材育成などの事業では、収入が得られない、もしくはかかる事業費に対して参加費など、わずかな収入しか得られない事業が多くあります。

また、ホールや諸室を市民が利用しやすい料金で貸出す場合は、使用料収入が、維持管理費として必要な経費を下回ることが想定されます。しかし、市民の利用及び市民間の交流を活性化させること、また、那覇・沖縄の文化芸術を振興するためには、施設の貸出は必要不可欠なことです。

以上のような取り組みを積極的に行うためには、施設を運営するための支出が収入を上回ることが想定され、そのような場合には、市が一定の経費を負担することを検討する必要があります。これらの事業は、採算性のみで実施を判断するのではなく、拠点施設の基本理念を達成し、地域や市民に貢献するための事業として実施するのであり、それらの事業費については、那覇・沖縄の文化芸術を向上するための「文化投資」として捉える必要があります。この理解を得るためには、拠点施設を単なるホール施設として需要に委ねて貸出を行うだけではなく、社会包摂機能を備えた施設として、施設を利用する人々、鑑賞に訪れる人々のみならず、直接施設利用を行わない人々へも拠点施設の役割や効果を発信し、自らの地域に拠点施設があることの価値を誇りに思う支援者・理解者を増やしていく必要があります。

② 運営に係る経費について

公立文化施設の収入には、大きく分けて「使用料収入」、「事業料収入」、「その他の収入」の3つがあり、施設の運営に係る経費は、大きく分けて「事業費」「人件費」「維持管理費」の3つがあります。

【運営に係る経費について】

■事業費

拠点施設の事業を行うために必要となる経費です。事業の内容や規模から事業費を想定し、検討します。

■人件費

拠点施設を運営する職員の雇用のために必要な経費です。拠点施設の事業内容や規模、施設の稼働日数から必要人数を想定し、検討します。

■維持管理費

拠点施設を維持運営していくために必要な経費で、光熱水費や修繕費、清掃や警備など管理に係る経費などが含まれます。維持管理費については、これまでの既存施設の維持管理費を参考に 1 m²当たりの維持管理費を算出し、拠点施設の延べ床面積に当てはめることで概算します。

また、将来的な改修や大規模修繕を想定し、長期的に積立を行うことも検討します。

【想定される収入について】

■使用料収入

施設を貸出すことによる使用料収入です。拠点施設の最も大きな収入となることから、利用と貸出のバランスに配慮した管理運営が求められます。

■事業収入

事業を行うことで発生する収入です。この事業収入には、チケット料金や参加費などが含まれます。鑑賞事業では、チケットを販売することにより支出に対して一定の収入が期待できます。一方、普及事業や育成事業では、無料や参加者に係る経費（印刷代、保険代など）しか徴収できない事業も多く、多くの収入は期待できません。

■その他の収入

・目的外使用料収入

施設の主たる目的以外に発生する収入です。具体的には、飲食施設の収入や自動販売機収入、公衆電話収入、駐車場利用料金などが該当します。

・各種助成金、企業メセナ等の助成金収入

事業を対象として、一定程度の助成が得られるシステムがあります。代表的なものとして、文化庁の助成金があげられます。ただし、助成は、申請すれば得られるものではなく、一定の水準を満たす事業や取り組みに対して助成されるため、獲得するためには積極的に事業を行っていることが求められます。

また、わが国の助成制度は、事業費の半額程度を上限として助成されることが多いため、施設としても一定程度の事業費を確保しておく必要があります。

【助成金の例】

■文化庁

- 平成 26 年度劇場・音楽堂等活性化事業（「特別支援事業」, 「共同制作支援事業」, 「活動別支援事業」, 「劇場・音楽堂等間ネットワーク構築支援事業」）
- 戦略的芸術文化創造推進事業 など

■芸術文化振興基金

- 芸術文化振興基金助成金（トップレベルの舞台芸術創造事業） など

■地域創造

- 地域の文化・芸術活動助成事業 など

■国際交流基金

- 文化芸術交流海外派遣助成 など

・ネーミングライツ

施設や諸室の名称に、企業の社名や商品名、ブランド名などを付与する権利のことを指し、命名権ともいいます。施設は、命名によるスポンサー収入を得ます。施設にとっては、一定期間（ネーミングライツ契約期間）の収入を安定して得られるというメリットがある反面、募集してもスポンサーが集まらなければ収入は得られないという不安定な要素もあります。また、ネーミングライツ期間の終了後に同じスポンサーが継続しない場合は、契約期間毎に施設名が変更することになり、利用者の戸惑いや、施設名の定着がしにくくなる、その都度書類等を作り直す必要があるなどのデメリットも想定されます。そのため、ネーミングライツの導入は、慎重に検討する必要があります。

4. 運営組織

(1) 運営母体の考え方

現在、「公の施設」の管理運営には、「直営」と「指定管理者制度」の二通りがあります。

それぞれのメリットとデメリットを踏まえた上で、どちらの方式で管理運営を行っていくかを選択する必要があります。

新設の施設では、過去の管理運営実績がないために、想定する収支と実際の収支に大きな隔たりが生じたり、職員数が不足するといった問題が発生する可能性があります。そのため、将来的に指定管理者制度を導入することを前提としたうえで、開館後数年間は暫定的に直営の管理運営を行うことも考えられます。また、ホール施設は特殊な設備をもつ施設であり、管理運営にあたり専門的な知識や職能が必要とされる施設でもあるため、公募ではなく管理運営に相応しい実力を備えた特定の事業者を指定管理者候補者として選定した上で、事業計画書の提出と評価を経て、指定管理者に決定する場合があります。どちらの方式を選択する場合においても、施設の特性に十分配慮した上で、運営母体を決定する必要があります。

① 直営での管理運営

那覇市が直接管理運営を行うことを前提とします。那覇市の拠点施設として、基本理念や基本方針を直接反映させた、主体的な管理運営が期待できます。反面、柔軟な管理運営を行うことや専門性の確保については得意としないため、それらを補うために、外部から専門的職能を備えた人材などの配置を検討する必要があります。

■直営のメリット

- 行政が自ら、施設の基本理念や基本方針を達成するための管理運営や、事業展開を行います。
- 施設の維持管理費や事業費、人件費等の各種経費の確保において、安定した拠出が可能です。
- 施設内のことだけでなく、地域のにぎわいづくりや地域文化の発信といった、地域振興も踏まえ、公共的な広い視野からの管理運営や事業展開が期待されます。
- 営利目的でない管理運営を行うことで、より広い範囲の市民に平等に貢献することが期待されます。

■直営のデメリット

- 定期的に内部の人事異動が行われることが原則となっており、経験やノウハウの蓄積が難しくなります。
- 営利目的でないことから「経営」という意識を持ちにくく、管理運営や事業展開が硬直化する恐れがあります。
- 運営や経営の面で専門性を確保するために、外部の専門人材を登用する必要があります。
- 原則、単年度の予算執行という体制がとられており、複数年にわたる予算執行や、特定の時期に大型の事業を実施することができないといった制約がある可能性があります。

② 指定管理者制度による管理運営

地方自治法第244条の2の改正に伴い「管理委託制度」から「指定管理者制度」になり、民間事業者を含めて「公の施設」の管理・運営を担うことができるようになりました。

■指定管理者制度のメリット

- 民間が持つノウハウを発揮し、柔軟な管理運営体制の構築や、サービスや品質の向上、運営経費の節減、多様化するニーズへの速やかな対応等が期待できます。
- 利用料金制度を導入した場合、指定管理者の収支に、施設の使用料や事業収入、管理運営費の支出が直結するため、経営意識をもった管理運営を行う必要があります、事業や

管理運営における独自の工夫が期待できます。

- 継続した人材の配置を行うことが可能です。
- 概ね3年から5年といった一定の指定期間ごとに指定管理者の選定を行うため、指定管理者が他者と競った上で施設の管理運営を継続するためには、次期を見据えた運営の成果が求められ、管理運営が経年的に形骸化する可能性が低くなります。

■指定管理者制度のデメリット

- 指定管理者が、全国的に数多くの指定管理業務を受託している民間事業者の場合、市や地域に、施設運営のノウハウや経験が蓄積されにくくなります。
- 指定管理料を低額で見込んだ場合、施設の事業展開だけでなく、安全・安定した管理運営ができない懸念があります。
- 指定管理者の選定においては、指定管理料の多寡に重点をおいた審査になり、管理運営での評価が十分になされない可能性があります。
- 指定管理者の管理運営を行政が定期的にモニタリングし、業務執行状況を把握する必要があります。業務の基準と異なる運営や問題が発生した場合には、行政が指導に入る必要がありますが、改善がみられない場合には運営が滞る可能性があります。

③ 管理運営母体を決定するための検討項目

今後、拠点施設の管理運営方式を「直営」と「指定管理者制度」のどちらにするかの選択については、下記の項目等を検討した上で、拠点施設の基本方針や基本理念を達成するために、相応しい運営手法を選択することが求められます。また、指定管理者制度を導入する場合には、指定期間や選定手法等についても十分に検討する必要があります。

■管理運営母体を選定するにあたっての検討課題

- 施設の基本方針、基本理念を達成するために相応しい管理運営母体のあり方
- 開館までの準備業務やスケジュールを考慮した管理運営母体のあり方

■指定管理者制度を導入するにあたっての検討課題

- 選定方法（公募・非公募）
- 選定のスケジュールと指定時期
- 審査基準（評価項目）の作成
- 指定期間、業務範囲などの設定
- 利用料金制度の導入
- 減免措置の取り扱い
- 責任者の配置
- 専門的職能を有する人材の配置

- 指定管理者に対する評価（モニタリング、自己評価、行政評価、第三者評価）
- 市民協働の考え方
- リスク分担の考え方
- 施設・設備の劣化、修繕等に対する役割分担、費用分担の考え方
- 備品の所有権の考え方
- 開館業務の担い手

など

(2) 運営組織

拠点施設の基本方針や基本理念を達成するための管理運営を行うには、基本構想にも示されているように、高い専門性と使命感を持った組織による運営が求められます。そのためには、音楽芸術や舞台芸術への造詣が深い責任者や、積極的に事業展開等を図るための専門知識や経験を有したスタッフの配置が必要になります。また、舞台機構等の特殊な設備を安全に運用するための専門技術者も含めた運営組織を構成することが必要になります。

■拠点施設に求められる職能について

職能		担う役割
総務系	経営統括責任者 庶務担当 経理担当 施設管理 等	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設の経営や維持管理に必要な業務を担当します。 ● 施設の運営に対しての経験や専門的な知識が求められます。
事業系	営業担当 票券担当 広報担当 情報担当 事業担当 施設提供担当 受付担当 等	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設の事業や催しに必要な業務を担当します。 ● 施設の自主事業や施設提供などに対しての経験や専門的な知識が求められます。 ● 自主事業を展開する上で、事業の企画やノウハウ、他施設や文化芸術団体等との人的ネットワークなどを有し、計画的に事業展開を行うための人員体制を構築する必要があります。
技術系	舞台系技術者 技術調整 等	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設の技術的な業務を担当します。 ● 施設の特殊な設備に対する技術や経験、専門的知識が必要となります。

■専門家の位置づけについて

基本方針や基本理念を達成するための具体的な活動や事業展開を決定し、事業面で組織を運営するための責任者として、芸術監督やプロデューサーといった専門家を登用することも検討します。

■職員の勤務体制について

拠点施設は、多くの市民を対象とした事業展開や、施設の貸出を行うことから、土・日・祝日や夜間の勤務の必要性が生じるなど、一般的な公立文化施設に比べて不規則な勤務形態となることが想定されます。施設の管理運営について十分に理解し、かつ職員に無理のない健全な労働環境を担保するためには、しっかりとした勤務体制の構築が必要不可欠となります。

施設の管理運営に必要な職員数は、運営形態や展開する事業内容によって変わるため、詳細な事業計画や管理運営計画を検討する際に、人数についても具体的な検討を行います。検討にあたっては、全国と同規模の文化芸術施設や、県内の文化芸術施設の現況も参考にします。

■職員の雇用形態について

指定管理者制度を導入した場合、管理運営母体である指定管理者が有期限であることから、職員の雇用形態も有期限であることが想像されます。雇用者側、被雇用者側の両方にメリット・デメリットはありますが、近年、社会的に雇用形態についての議論が高まってきています。また、平成25年8月には労働契約法が改正され、有期雇用について新たな条件も定められました。職員の雇用形態については、勤務内容や勤務形態を見据えた上で慎重に検討する必要があります。

■市民協働の考え方

拠点施設の活動により広く文化振興を図り、地域のにぎわい創出などを目指すためには、市民との協働が必要不可欠です。拠点施設のよき理解者、支援者となり、ともに活動を担う市民を増やしていくことが望まれます。

一般に「市民参加」といっても、具体的な市民参加の形態には様々なものがあります。今後、管理運営の方向性を検討していく上で、拠点施設に相応しい市民参加のあり方についても、あわせて検討していくことが求められます。誰もが参加できる気軽な参加体験から、拠点施設と密接に関わる協働方法までを考え、実践していくことが望まれます。

【拠点施設で実施することが望まれる市民協働の事例】

◆友の会の設立

拠点施設が、那覇・沖縄の文化の核となる施設になるためには、理解者、支援者の獲得が欠かせません。その最初の一步であり、市民協働の支えとなる組織として、友の会の設立が考えられます。

友の会に登録を行うことで、誰もが手軽に拠点施設の最新の情報を入手することができるようにします。情報発信の手段として、チラシの郵送やメールマガジンでのニュースレター、SNSでの情報発信など、会員のニーズに応じて様々な媒体にて利便性を考慮して情報を発信します。

また、友の会特典や会費制の導入などについても、併せて検討することが望まれます。

◆市民ボランティアの参加

市民が管理運営の補助として参加できる、市民ボランティア組織を設立することが考えられます。

拠点施設で公演が行われる際の観客誘導やチケットもぎり、受付等のフロントスタッフなどの事業の支援や運営支援などが想定されます。また、手話や通訳、障がい者や高齢者の介助など、市民の特技を活かした参加方法も考えられます。ボランティアとして参加する業務は、専門的な知識がなくとも行えるものもありますが、提供するサービス水準を確保するため、最低限度習得が必要なスタッフとしての研修を数回受講することも検討します。

公演の裏方スタッフの補助など、舞台運営に関わるボランティアを検討する際には、別途安全管理を含む専門的なレクチャーや研修が必須となります。

ボランティアは、有償・無償の双方がみられますが、施設の中で利用できる通貨（地域通貨）や公演への招待など、金銭に代わる対価を導入する事例もあります。

◆市民活動団体や文化芸術団体との連携

市内・県内で活動をしているアーティストや文化芸術団体と連携し、拠点施設を中心とした活動を展開することが考えられます。

拠点施設の貸出しへの優遇や活動場所の提供など、団体が成長し、市内・県内にどまらず、広く活躍できるようになるための支援を行うことを検討します。

連携する団体の選定にあたっては、一定の基準を設けた上で、那覇市や沖縄県の文化レベルの向上や文化の発信力につながる団体を選定する必要があります。

5. 施設規模と機能及び概要

(1) 施設整備の基本的な考え方

施設の規模と機能の検討にあたり、上位計画や関連法令等を踏まえた施設の使命や役割を十分に咀嚼した上で、基本構想に位置づけられた基本理念を実現するための施設構成の考え方を整理しました。

具体的な施設規模と機能については、那覇市の文化振興の拠点として長期にわたって利用される施設であることを踏まえ、求められる役割を十分に果たせる機能と特徴を持った「オンリーワンの施設」を目指すとともに、想定される利用ニーズや敷地条件等から全体的に施設機能の重層化を図ることで機能的、効率的な施設計画を目指します。その上で、諸機能を比較検討し、施設が備えるべき使命や役割を阻害しない範囲でのダウンサイジングを図るものとします。

また、周辺施設との棲み分けや連携に留意しつつ、文化芸術を基軸としたまちづくりの中核施設として中心市街地や地域コミュニティの活性化を図るとともに、本市の新たな価値と魅力を創造し、広く世界に発信できる拠点となることを目指します。

(2) 施設の特徴

① 県内唯一の総合的な文化芸術発信拠点施設

拠点施設では、これまで現市民会館が担ってきた役割に加えて、施設を構成する大ホール系機能、小ホール系機能、創造支援機能、展示・情報発信機能、交流機能、管理系機能によって、文化芸術に関する様々な活動や情報を受発信する拠点となることを目指します。そのためには、状況に応じて各々の機能を独立、あるいは連携して利用できる施設構成とし、県都那覇市に相応しい先進的な機能を備えた総合的文化芸術発信拠点として「オンリーワンの魅力と機能を備えた施設」を目指して整備します。

新たな文化芸術の創造発信の拠点として、市民・県民をはじめ、観光客や那覇市を訪れる多くの人々にとっても魅力ある施設となることを目指します。

② 市民が気軽に訪れる憩いと交流の施設

那覇市の中心市街地に位置する地理的な特性を活かし、ロビー、情報コーナー、展示機能、飲食機能など、ホールや練習室を利用する目的がない人々も気軽に立ち寄り、集い、自由に語らう時間を過ごせる空間を整備します。また、公演がない時には、ホワイエなども市民に開放することを検討するなど、いつでも人の行き交う、にぎわいと交流の空間づくりに努めます。市民が気軽に訪れる憩いと交流の施設として、多くの市民が文化や芸術に親しむきっかけを創出していきます。

③ 文化都市「なは」の象徴となる県内随一の「都市型公共劇場」

県都那覇市の繁栄とにぎわいのシンボルであり、沖縄県の代表的な商業空間である国際通りに近接する拠点施設は、公共交通によるアクセスにも優れ、市民・県民をはじめ、観光客など様々な人々が集い、交流し、文化や芸術を楽しむことのできる県内随一の「都市型公共劇場」となるように整備を進めます。商業施設や事務所、公共施設が多数立地する那覇市の中心地に、文化芸術の創造発信拠点を整備し、様々な活動や事業を展開することで、文化都市「なは」のランドマーク的な施設となることを目指します。

(3) 施設機能

① 大ホール系機能（客席数 1,600 席程度の多目的ホール）

【方向性】

大ホールは、「質の高い文化芸術公演の鑑賞」及び「市民の文化芸術活動の発表」の場として、クラシック音楽やポピュラー音楽など人気アーティストのコンサートから、オペラ、ダンス・バレエ、ミュージカル、そして大型の演劇公演や伝統芸能まで様々な演目に対応が可能な基本性能を備えた多機能ホールとします。また、興行的な利用に加えて、市民の文化芸術活動等の発表などにも利用できる客席規模を考慮するとともに、集客規模に合わせて柔軟な客席数の選択利用が可能な多層客席バルコニー構造とします。

また、出演者をはじめとする施設利用者と鑑賞者の双方にとって利便性が高く使い易い施設にするとともに、舞台芸術や音楽芸術を鑑賞する場に相応しい気品と豊かさを備えた上質な劇場空間を目指します。

現市民会館大ホールの稼働率（70.2%）は比較的高く、興行的な公演等での利用（23%）に加え、学校や行政による利用（33%）も多くあります。

【舞台】

- クラシック音楽、ポピュラー音楽、オペラなどの音楽芸術やバレエ、ミュージカル、大型の演劇公演、歌舞伎等の伝統芸能などの舞台芸術の様々なジャンルの公演に対応できる施設機能と設備を備えます。また、市民による文化芸術活動の発表、大規模集会などの利用についても想定します。
- プロセニウムを備える舞台形式を基本とし、今日的な舞台芸術や音楽芸術の公演で想定される演目に適した規模とします。舞台の間口は 18m（10 間）程度、舞台の有効奥行は 18m（10 間）以上、舞台開口高さは、音響反射板を設置した状態で 12m から 14 m 程度とします。ただし、プロセニアムの開口寸法については、演目に合わせて適宜大きさを調整できる機能を検討します。
- 大型の舞台芸術公演から学校の大会利用まで、本格的かつ多様な演目に対応できる舞台設備を設けるとともに、十分な広さを備えた側舞台を設けます。

- 様々な演出効果や大道具の搬入搬出等にも利用できる舞台迫り等も必要に応じて計画します。
- オーケストラピットを設け、オペラやバレエ、ミュージカルなどのオーケストラの演奏だけでなく、前舞台の張出しとしても使えるように計画します。
- 脇花道については、必要時に設置ができるように仮設による対応を含めて計画します。
- 音響反射板は可動式とし、生音の響きを十分に活かすことのできる本格的な音楽利用にも対応できるものとし、また、格納については主舞台エリアを避け、舞台芸術利用時の制約にならないように十分配慮した計画とします。
- 舞台機構、舞台照明、舞台音響等の舞台設備についても、多様な演目に対応できる今日的な機能と性能を備えるとともに、将来にわたっての拡張性や更新の容易性を備えるものとし、また、格納については主舞台エリアを避け、舞台芸術利用時の制約にならないように十分配慮した計画とします。
- 舞台に隣接して楽器庫や十分な広さを備えた舞台備品庫などを計画します。楽器庫等は、ピアノなどの楽器を収納しておくのに相応しい温湿度管理が可能な格納庫とします。また、備品の帰属性に配慮した検討を行った上で、必要に応じて小ホールとの兼用も検討します。
- 搬入口は、気候や風雨に左右されることなく、安全かつ簡便に大型搬入車両（11t ガルウィング等）による搬出入や荷捌きが行える計画とします。また、搬入口から主舞台等へは、安全で効率的な搬出入が可能な動線を計画します。

【客席】

- 客席は1,600席程度とし、3層程度の多層バルコニー客席とします。
- 1階席を1,000席から1,200席程度とすることを基本に、各階の客席数を検討します。1階席のみの使用、2階席までの使用、全席使用等の客席数の段階的な利用がしやすい計画とします。
- 客席は固定席を基本として、オーケストラ迫り、脇花道、客席内での音響調整やテレビ中継、演出家席など必要に応じて客席の一部を取り外すことのできる計画とします。
- サイトライン（客席からの視線）については、どの席からもプロセニウム開口を通して、主舞台のほぼ全域（オーケストラピット使用時には指揮者まで）を見渡すことができるように計画します。また、舞台上で奏でられた音が全ての客席に豊かに響くような客席設計と形状の検討を行います。
- 客席の配置については、優れた鑑賞環境を保つことを基本として計画します。また、高齢者や障がい者、子どもなどの全ての利用者が安全で不安なく利用できる客席の配置、勾配、段床、手すりの設置等を検討します。
- 個々の客席はできるだけ幅と奥行きにゆとりを持たせながらも、舞台からの視距離をできる限り短くすることで優れた鑑賞環境と舞台との一体感を創出します。
- 車椅子での鑑賞には、介助者も含め、十分な鑑賞環境を確保するよう配慮するとともに

に施設の入口からホワイエ、あるいは舞台へのアクセスについてもバリアを極力無くす動線を計画します。また、車椅子席の数については、法規や条例を前提とし、先進事例等を参考に検討します。

- 客席後部には、音響調整室や調光操作室、映像投影室など各種舞台設備の調整室に加えて、親子での鑑賞や場内放送、同時通訳、公演の撮影など多様な使い方が可能な多目的室を設置します。

【付帯機能】

- ホワイエは、公演の前後や幕間に観客同士が語り、豊かな時間を過ごすことができるとともに、ホールとしての上質な雰囲気味わえる空間として計画します。ただし、ホワイエは、公演利用のない時には積極的に市民に開放できる計画とするなど、市民へ憩いと交流の場を提供できるように検討します。
- ホワイエには、バーカウンター、男女比や動線に配慮したトイレ(多目的トイレ含む)、主催者控室や客席係(レセプション)控室、情報コーナー、クロークやコインロッカー、付随する倉庫などを計画します。
- 楽屋は、十分な広さを確保するとともに、必要な設備を備えた大・中・小楽屋を過不足なく配置するとともに、換気、遮光、遮音にも十分配慮します。
- 楽屋エリアには、楽屋口に隣接した楽屋事務所、舞台技術スタッフ控室、アーティストラウンジ、給湯室、トイレ(多目的トイレ含む)、シャワー、洗濯・乾燥機スペースなどを計画します。また、舞台との動線や楽屋エリアの管理が容易なように配置についても検討します。

② 小ホール系機能(客席数 300 席程度の多目的ホール)

【方向性】

市民が文化芸術作品を創造し、その成果を発表する場となるとともに、優れた文化芸術公演等を鑑賞することのできるホールとして計画します。市民の文化芸術作品の創造と発表の場として、使いやすい規模と優れた機能を備えることで、多くの市民が“ハレの場”に立ちスポットライトを浴びる「誰もが主役になれる憧れの舞台」となることを目指します。また、大ホールに比べて舞台と客席の一体感を感じられることがより魅力となる台詞劇や細かな動きを伝える舞踊やダンス、小編成のコンサートなど多彩な表現活動の場となります。舞台や客席に様々な可変機能を備えることで、平土間利用によるワークショップや実験的な作品の公演など自由な発想で利用できるホールとします。

拠点施設には、文化芸術の振興や育成に加えて、中心市街地や地域のにぎわい創出、施設を活用した市民コミュニティの活性化なども重要な役割として期待されています。このような役割についても、使い勝手のよい小ホールの整備により平日や昼間の集客を図ることや、地域単位で行われる小規模な催し物での利用などによる効果が期待されます。

【舞台】

- 市民の文化芸術活動の発表、小規模な音楽芸術や舞台芸術の公演、映像作品の上映等の他、実験的な創造活動や、普及・育成事業のためのワークショップ、客席を平土間にするなどによる柔軟な利用形態が想定されます。
- 本格的な舞台芸術作品の上演が可能な舞台設備や舞台転換が可能な側舞台を備えることで、近隣の既存ホールではこれまで十分に対応できなかった本格的な舞台芸術活動の上演機能を担保します。
- 必要に応じて、プロセニウムを備えた舞台形式としても利用できる計画とします。
- 舞台機構、舞台照明、舞台音響等の舞台設備については、多様な演目に対応できる機能を備えるとともに、可動式の客席を活用しての小ホールの複数の位置を舞台として利用する場合にも対応できる計画とします。
- 可動式の音響反射板を設置することで、生音の響きを活かした本格的な音楽芸術利用にも十分に対応できる計画とします。
- 舞台に隣接して、楽器庫や十分な広さの舞台備品倉庫などを計画します。楽器庫等は、ピアノなどの楽器を収納しておくのに相応しい温湿度管理が可能な格納庫とします。また、備品の帰属性に配慮した検討を行った上で、必要に応じて大ホールとの兼用も検討します。
- 搬入口は、気候や風雨に左右されることなく、安全かつ簡便に大型搬入車両（11 t ガルウイング等）による搬出入や荷捌きが行える構造とします。また、搬入口から主舞台等への効率的な動線を計画します。

【客席】

- 市民が日常的に利用しやすい規模等を考慮し、客席数を 300 席程度とします。
- 可動式の客席を備え、様々な形態での利用ができるものとします。客席の幅や前後間隔などゆとりのある客席寸法や長時間の着座にも疲れにくい上質な座席環境を実現するとともに、振動や騒音等に配慮した設備を導入します。
- 車椅子での鑑賞には、介助者も含め、視距離など十分な鑑賞環境を確保するよう配慮するとともに施設の入口からホワイエ、客席内に至る動線にも十分に留意します。
- 舞台上の演者の表情や細かな身振りが伝わるように、舞台からの視距離をできる限り短くするとともに、客席配置を工夫することでサイトラインなど優れた鑑賞環境と舞台との一体感を確保します。舞台から最後部の客席までのおおよその距離は、15m程度を目安とします。
- 舞台上からの生音を客席全体に効果的に響かせることができる客席形状を検討するとともに、優れた鑑賞環境を保ちつつ高齢者や障がい者、子どもなど全ての利用者が安全かつ快適に利用できる客席配置や通路、またその勾配などについても検討します。

【付帯機能】

- ホワイエは、公演の前後や休憩時間に観客同士が交流し語り合うことのできる、くつろぎを感じさせる空間として計画します。また、公演利用時以外には市民に積極的に開放するなど、市民の憩いと交流の場として提供できるように検討します。
- ホワイエには、バーカウンター、男女比や動線に配慮したトイレ(多目的トイレ含む)、主催者控室や客席係(レセプション)控室、情報コーナー、クロークやコインロッカー、付随する倉庫などを計画します。
- 楽屋は、十分な広さを確保するとともに、必要な設備を備えた大・中・小楽屋を過不足なく配置するとともに、換気、遮光、遮音にも十分に配慮します。
- 楽屋エリアには、楽屋口に隣接した楽屋事務所、舞台技術スタッフ控室、アーティストラウンジ、給湯室、トイレ(多目的トイレ含む)、シャワー室、洗濯・乾燥室などを計画します。また、舞台との動線や楽屋エリアの管理が容易なように配置についても検討します。

③ 創造支援機能

市民の文化芸術活動の創造の場として、創造支援機能を整備します。ホール利用とは独立した形で、練習やリハーサル、作品創造などに利用できるように計画することで、ホールでの催し物が無い時にも市民が集い、施設と周辺地域に日常的なにぎわいをもたらす効果が期待できます。

各ホールでの公演前のウォーミングアップや音出し、チューニング、そして日常的な練習や作品づくりのためのリハーサル等にも利用できる大練習室、様々な創造活動や日常的な練習利用などで多目的に利用できる小中の練習室等をあわせて6室程度を計画します。

また、施設を拠点として舞台芸術や音楽芸術の作品創造を行う文化芸術団体や市民参加型の創造発信プログラムの充実に向けて、その活動を専門的に支援することのできる大道具製作室や、市民が利用できる作業室(ワークショップルーム)等も併設することで、創造活動を支援する拠点施設としての機能を一層高めることができます。

現市民会館中ホールでの練習・リハーサルでの使用日数は年間 120 日、和室での練習日数は年間 210 日と現在でも活発な需要があります。
--

■大練習室1(演劇系)、大練習室2(音楽系)

拠点施設での創造活動のために利用するほか、市民が日常の創造活動や練習活動を行う場とします。また、各ホールで公演を行う団体に対しては、本番前のリハーサル室(稽古場)として優先的に利用できる仕組みなどを検討します。

- 大練習室1は、大ホールで行う公演の実寸でのリハーサル(稽古)を想定し、大道具などを仮仕込みした状態での練習やリハーサルが行えるように主舞台と同程度の

広さを確保することを検討します。また、主に舞台芸術系のリハーサル仕様を備えた練習室とします。

- 大練習室 2 は、大ホールの音響反射板を設置して使用する音楽芸術での利用を想定し、実寸でのリハーサルが行える広さを確保します。
- 各練習室には、スタッフや出演者が休憩するためのスペースを確保します。
- それぞれの練習室は、同時に練習やリハーサルが支障なく行えるように遮音性能や制震性能を高め、十分な静音性を確保します。
- 小規模な演奏会や発表会等を有料で行える諸条件を踏まえた計画とします。

■中練習室、小練習室

拠点施設での創造活動のために利用するほか、市民が日常の創造活動や練習、ワークショップやレクチャーなどを行う場とします。また、各ホールで公演を行う団体に対しては、本番前のリハーサル室（稽古場）として優先的に利用できる仕組みなどを検討します。広さと室内仕様の異なる室を4室程度計画し、必要に応じて会議や研修、講演など交流のために利用することも想定します。

- 大音量や振動などを伴わない音楽、演劇、ダンス等に利用できる遮音性能と静音性を確保します。
- クラシック音楽等の生音の響きに配慮した練習室を設けるとともに、鏡やバレエバー等の設備を備える室を設けます。
- 一時的には、大ホール及び小ホールの楽屋として利用することができる計画とし、ホールからの動線に配慮します。
- それぞれの活動を支えるため、十分な広さを備えた倉庫を検討します。

【付帯機能】

- 各練習室の利用者のための更衣室、トイレ、シャワー室などを男女別に適宜整備します。
- 練習室利用者が利用できるロッカーを適宜設置します。
- 練習室等で使用するピアノ等の楽器庫（温湿度管理機能付き）を計画します。楽器庫は複数設置し、拠点施設を利用する団体等が、利用できるスペースについても検討します。

■大道具製作室・作業室等

- 創造支援機能のひとつとして、大道具の製作が行える大道具製作室を整備します。大道具製作室は、大道具等が安全かつ効率的に製作できる広さと高さを考慮するとともに、製作した大道具等を大ホール及び小ホールへ効率よく、安全に移動させることができる動線を確保します。

- 施設を利用する市民や文化団体等の活動を支援するため、小道具（持ち道具なども含む）や衣裳（髪や靴なども含む）の準備や補修、簡易な制作業務を行うことができる作業室等の設置を検討します。

④ 展示・情報発信機能

市民の文化芸術への関心と意欲を高めていくため、市民の様々な文化活動の成果を展示できる機能を備えます。この機能を備えることで、より多くの市民が施設を訪れる機会を創出するとともに、さらなる交流活動の活性化を図ります。

また、市民や観光客等へ文化芸術情報を積極的に発信するために、来場者が誰でも気軽に利用できる情報コーナー等を計画します。この情報コーナーは、公演や練習のあるなしに関わらず、誰もがいつでも気軽に文化芸術情報に触れる機会を提供することで、文化芸術に触れることや親しむきっかけを増やしていきます。これらを通して、日常的な施設利用者の増加を図るとともに、ホール職員や来場者同士の交流を生み出し、相互の連携や新たなコミュニティの創造と活性化が図られることが期待されます。

■展示機能

市民の文化芸術活動の成果や拠点施設で行われる様々な催し物、関連企画等を発表・紹介する場として、ロビーの一角や通路壁面等を利用した展示機能を備えます。市民や来場者が日常的に、自由に文化芸術に触れることや鑑賞できるような配置計画とし、可動展示パネルなどの展示設備や展示用の照明設備を整えることとします。併せて関連する備品などを収納できる倉庫を計画します。

■情報発信機能

来場者が誰でも気軽に利用できるように、ロビーの一部に施設インフォメーション、情報コーナー、チケットカウンターなどの機能を備えます。

設置に際しては、受付や案内機能、事務室との連携により業務の効率化や空間の有効活用を図ることを検討します（チケットカウンターは、現金の授受があることから管理事務室と一体的に管理できる計画とします）。

⑤ 交流機能（共用ロビー、カフェ・レストラン等）

誰もが気軽に訪れる憩いと交流の施設として、訪れた観客同士が自然と交流できるようなスケール感や雰囲気を持つ共用ロビーを計画します。また、公演への期待を高めるとともに、公演後の余韻を楽しむ豊かな時間を過ごせる空間として、あるいは、日常の施設利用者や文化芸術情報を求めて立ち寄った市民、観光客など様々な人々がゆったりとくつろぎ交流できる場所として、カフェやレストラン等の設置を検討します。拠点施設において市民や来場者、出演者など様々な人々との交流とそこから生まれるつながりが施設に新た

な活気を生み出すとともに、豊かな市民生活の実現を支援するために拠点施設が持つ大きな魅力となります。

■ 共用ロビー

人やまちを元気にする拠点施設の顔となり、市民に開かれた共用ロビーを設置します。拠点施設での活動やにぎわいが、施設の周辺にまで滲み出すことで、地域に活力を生み出す効果が期待できます。施設利用の目的を持たない市民や観光客も呼び込みやすい開放的な雰囲気を備えた計画とするとともに、優れた意匠と外部空間との調和により、地域の街並みに新たな魅力を付加する空間とします。

■ 飲食機能（カフェ・レストラン等）

カフェやレストランなど飲食機能を備える設備設置を検討します。飲食機能は、施設利用者だけでなく、飲食だけの目的利用者も受け入れる計画とするとともに、ホワイエやその他利用諸室への飲食物の提供についても可能な動線を確保するように計画します。さらに、外部空間からの視認性やアプローチについても十分に検討します。

ただし、飲食機能については、周辺店舗の営業に影響のない規模や形態を引き続き検討するとともに、周辺店舗との相乗効果が図られる方策についても併せて検討します。

⑥ 管理系機能

市民の創造活動の支援と拠点施設の適切な管理運営のために必要な事務室機能等を整備します。管理系の機能においても、ユニバーサルデザインや災害時対応を考慮した施設整備を行います。

● 管理事務室

- ・施設全体を管理運営するための職員が主に業務を行うための事務室を計画します。施設全体を効率よく管理運営できるとともに、来場者に分かりやすい適切な位置に配置します。
- ・事務室には、館長室、応接室、会議室、技術者控室、打合せ室、更衣室、給湯室、休憩室兼救護室などに加えて副受信盤など必要な機能を適宜備えます。
- ・事務室窓口は、市民に開かれた利用者カウンター、チケットカウンター等を適宜配置します。
- ・事務室内に設ける機能については、多様な管理方法や利用形態に柔軟に対応できる構成及び配置計画とします。
- ・施設の管理運営のために必要な倉庫や書庫等の保管系機能を適切に計画します。

- 機械室
 - ・電気、衛生、空調、その他など、施設運用に必要な機械室については、ホールなどの静音性や制震性を確保した計画とします。
- その他
 - ・管理形態に応じて清掃、警備、施設設備等維持管理職員などの控室を計画します。
 - ・必要に応じて防災センターなどの監視機能を備えます。

⑦ アクセス機能

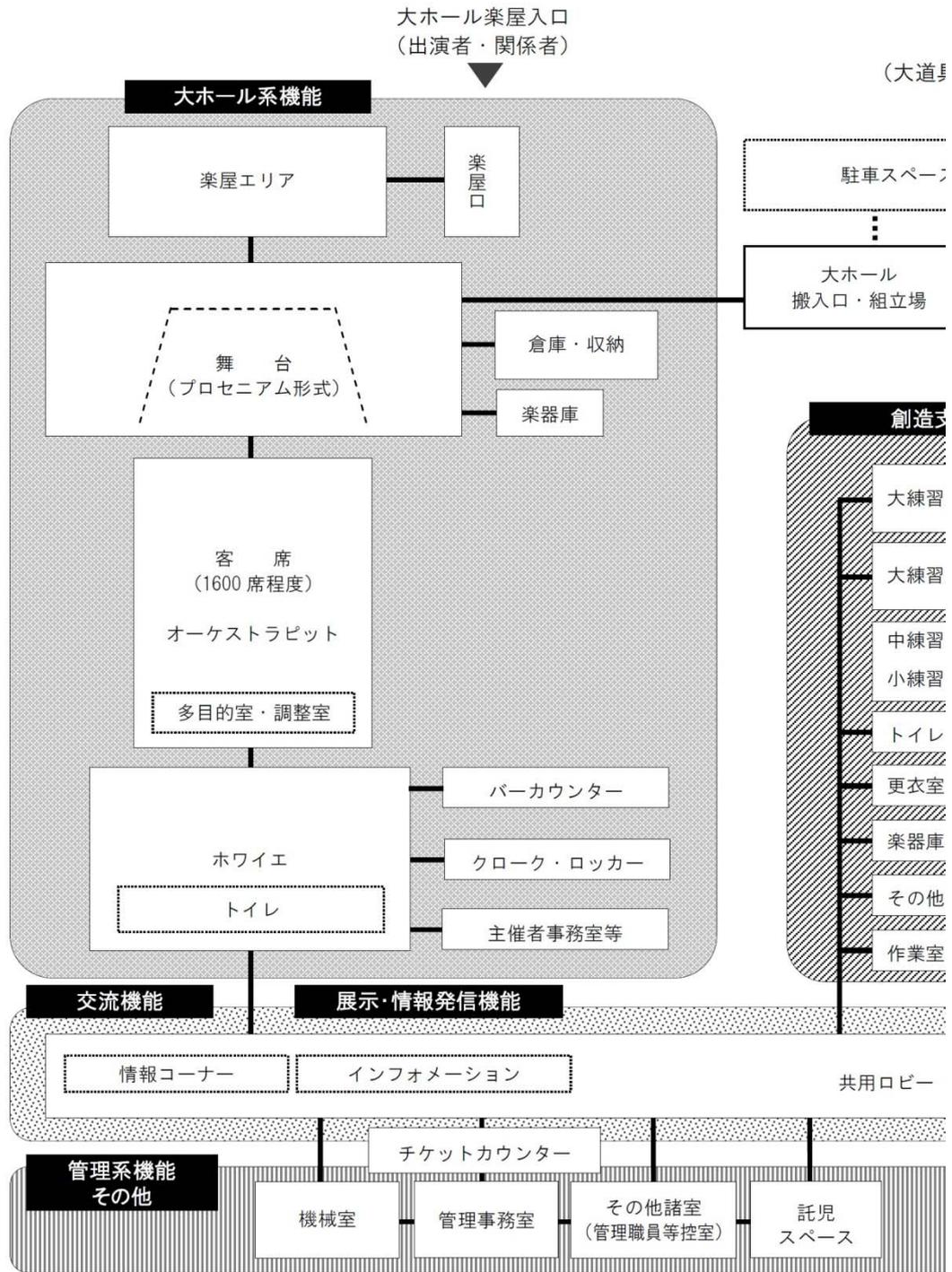
拠点施設にアクセスするための機能として、障がい者用駐車場のほか、自家用車での送迎やタクシー利用者等の乗降のための車寄せを計画します。ただし、中心となるアクセスは徒歩や公共交通機関の利用を想定し、自動車の利用は高齢者や歩行が困難な方等を主な対象として運営していきます。公共交通機関の利用促進や周辺環境整備については、拠点施設単独での課題解決は困難であるため、関係機関等との連携による周辺環境整備等も含めて検討します。

(4) 機能諸室の配置検討

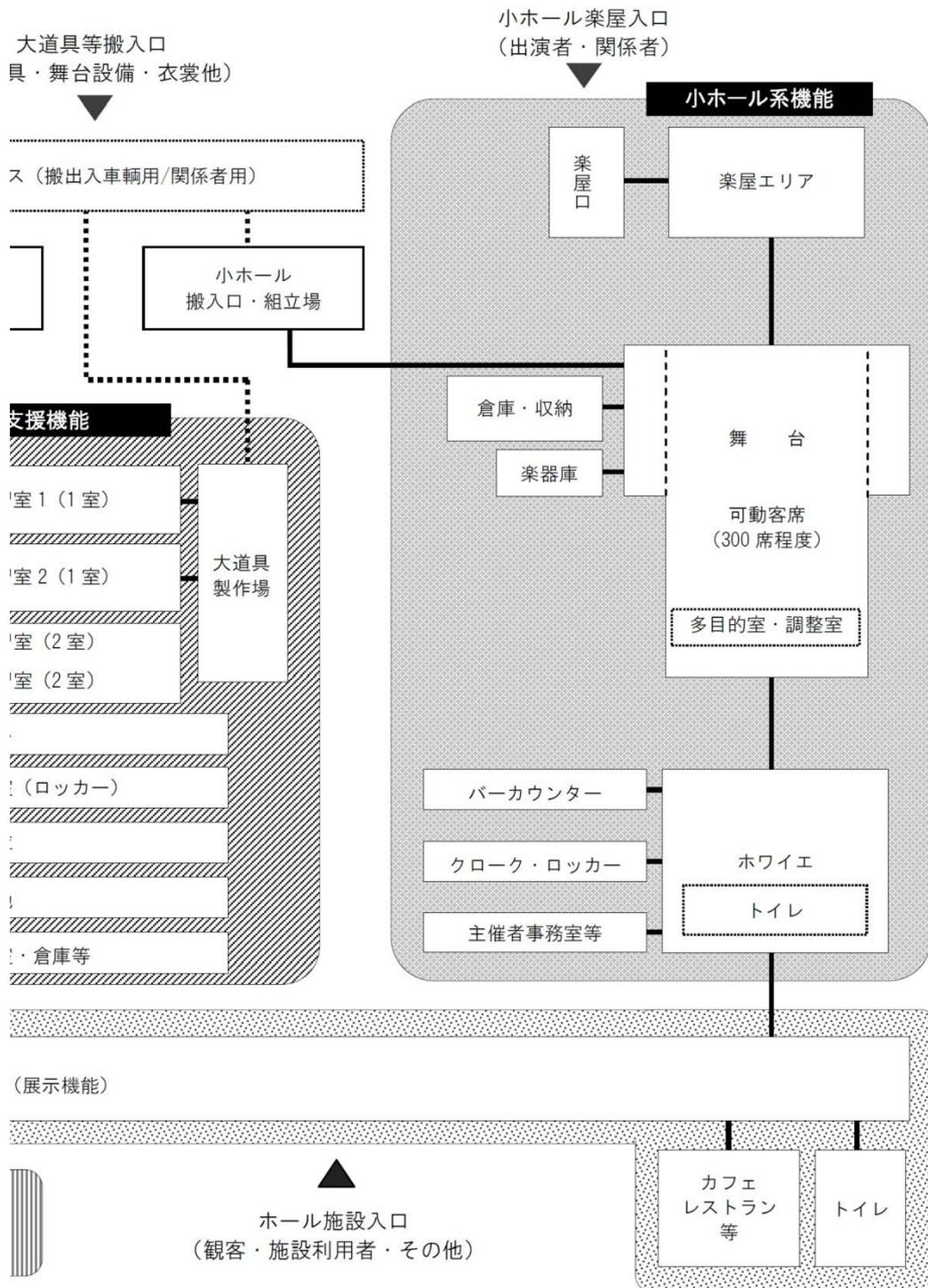
大ホール系機能、小ホール系機能、創造支援機能などはそれぞれ独立して利用できる計画とし、それぞれの動線が交差することのないように配慮した配置計画を検討します。また、大ホール系機能と創造支援機能、小ホール系機能と創造支援機能などのそれぞれが連携した利用もできるような計画とします。管理上支障の出る死角ができないような配置計画を検討します。

また、諸室の配置においては、舞台設備や電気・機械設備等の機能更新等や大規模修繕等に対しても十分に配慮した計画とします。

【機能図】



- 各機能で関連性が高いことを示す (動線が必要)
- 各機能で関連性があることを示す



(5) 駐車場について

拠点施設の敷地内に設置する駐車場は、必要台数を精査した上で、敷地条件や那覇市の駐車施設附置条例等を踏まえて規模を決定します。ただし、那覇市の推進する車に頼りすぎないまちづくり等の施策や敷地条件、周辺環境等に配慮したものとします。

公共交通網の利用促進や周辺の既存駐車施設の活用を想定し、来客用駐車場は極力設置しない方向で検討します。駐車場が不足する場合には、適切なソフト施策を検討します。

(6) その他

その他に、以下の項目にも十分配慮した上で施設計画を検討していく必要があります。

■ユニバーサルデザイン

子どもから高齢者、障がい者、外国人など、誰もが快適に使いやすい施設であるために、ユニバーサルデザインに十分に配慮した計画とします。エントランスや廊下の手すりやスロープ、客席や舞台、楽屋などへのアクセスのしやすさ、直感的に理解できるサイン計画などを検討します。また、障がい者や高齢者が車で来館できるよう、乗降場所から施設までの動線は十分に配慮をし、段差がないことや雨の日でも濡れずに施設に入れる工夫などが求められます。

また、子育て支援として、子ども連れの来場者や子どもが利用しやすい動線計画とするほか、子どもが遊べるコーナーや託児スペースの設置を検討します。授乳室や子ども用のトイレ、手洗い場などを整備します。

■ライフサイクルコストの低減化

設計や施工にかかる経費に加え、開館後の運営費や維持管理費などの経費を含めた総合的な費用を把握して計画を推進します。

また、長期にわたって利用される施設として、整備時から将来の改修や更新を見据えた施設計画とするとともに、計画的な修繕や予防保全を行うことで維持管理経費の低減化に努め、誰もが安全に利用できる施設としての質を保ちながら、総合的な支出の削減を目指します。

■省エネルギーなど環境への配慮

省エネルギーへの取り組みとして、太陽光などの自然エネルギーや雨水の活用、LED照明等の導入など、総合的に環境負荷の低減を図ります。

■周辺環境との調和

那覇市の文化拠点として、市民に長く親しまれ、支持される施設に相応しい外観を

検討します。周辺環境との調和には、各種関連計画に基づき、十分な配慮を行います。

■防災対応

全国的に防災への意識が高まるなか、拠点施設においても公の施設として十分な防災対策と運用が可能な施設が求められています。現市民会館が担っている台風時等の「小災害時の収容避難所」としての機能については、引き続き文化施設の機能と兼ねる形で確保します。

また、周辺の災害対策に対応している施設の配置状況等も鑑み、市の災害対策における当該地域での必要機能を整理した上で、適切な空間を備えるものとします。

6. 敷地条件

建設予定地は、近隣の小学校との統廃合により平成26年3月末を持って廃校となった久茂地小学校跡地で、概ね起伏のない整形な敷地となっています。公道に囲まれた街区の大部分を占め3面が道路に接しており、うち一部は私有地と隣接しています。

(1) 建設予定地

【 地 番 】 那覇市久茂地三丁目 26-13、14、25

【 面 積 】 9,220.35 m²

【都市計画等】 第一種住居地域（建ぺい率 60%、容積率 300%）、前島久茂地文教地区

【都市施設】 学校

(2) 外周道路

街区は、県道那覇内環状線（一銀通線）、市道久茂地9号、27号、28号、30号に囲まれており、敷地は県道那覇内環状線（一銀通線）、市道久茂地27号、30号に接しています。

(3) 周辺環境

県道那覇内環状線（一銀通線）や市道久茂地9号の沿道を中心に、小規模な飲食店や小売店が立地しており平日の夕方以降を中心に車や人の往来が活発となります。建物用途としては、商業系、事務所系、住居系が入り交じっており、小学校の廃校に伴う今後のまちづくりの方向性を明らかにする必要があります。

【都市計画公園】 美栄橋公園（街区）、十貫瀬公園（街区）、緑ヶ丘公園（地区）

【 駐 車 場 】 敷地周辺に時間貸しの民間有料駐車場が多数あり

【 公 共 交 通 】 沖縄都市モノレール県庁前駅、美栄橋駅、市内線及び市外線バス停

(4) その他

地質条件等については、今後調査を行う予定となっています。

7. 整備のための経費概算

(1) 施設の規模

本基本計画においては、拠点施設としての役割を果たすために必要な床面積の合計を約13,500㎡と想定します。

(2) 建設費等

拠点施設整備に係る経費として、近年整備された類似規模の大小ホールを有する公立文化施設の事例を調査したところ、1㎡あたりの建設単価は55～60万円程度となっています。

ただし、直近では、東日本大震災の被災地復興事業等に伴う資材費の高騰、2020年の東京オリンピックの開催決定によるインフラ施設の整備需要の増加、これらに伴う労務費単価の上昇などの影響があり、全国の類似施設の建設事業においても事業費の大幅な増額を行う事例が増えています。加えて、これらの事業における施工業者決定の入札が不調に終わる事例が非常に増えるなど建設コストの高騰が顕著となっています。それらの要因について、拠点施設の建設費の試算に見込んだ上で、現時点での拠点施設の建設単価については、1㎡当たり70万円と想定します。

よって、拠点施設の概算建設費として、約95億円を見込みます。なお、具体の設計に際しては、建設に係る財政負担や将来的な管理経費等も含めて総合的に調整を行います。

① 本工事

直接的な建物の建設以外に係る経費として、外構、植栽、駐車場整備などに係る経費が想定されます。

② 備品費

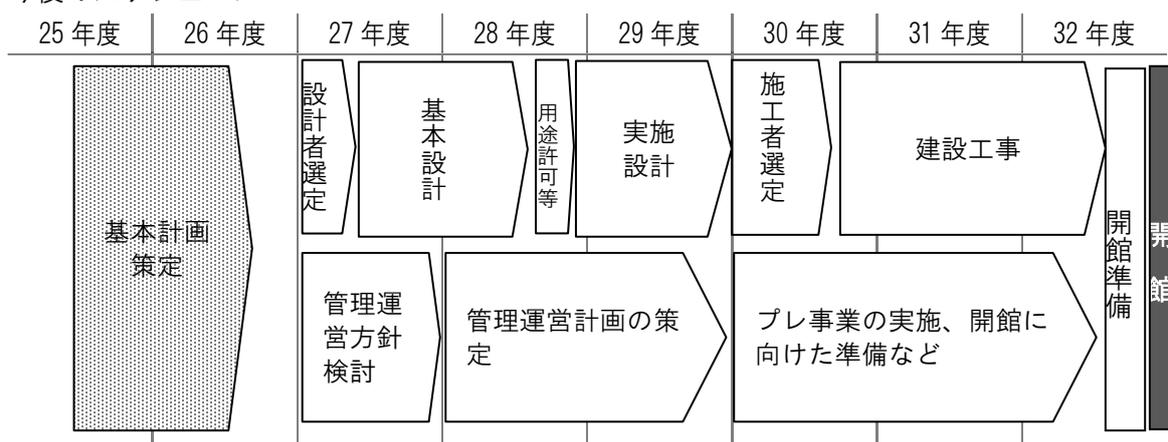
ホール施設に必要となる備品として以下のような備品を調達する経費を見込む必要があります。

分類		例	
一般備品	庁用器具	机、椅子類、戸棚箱類、事務用具類、什器類など	
	機械器具	機械類、機具類、計器類、通信機械類など	
舞台備品	大道具備品	所作台関連備品、舞台業務関連備品、音楽関連備品、式典関連備品、稽古場関連備品など	
	舞台照明備品	舞台照明用灯具、舞台照明用スタンド、給電ケーブル類、効果器の一部など	
	舞台音響備品	スピーカ、マイク、スタンド、ケーブル類、録音機器、再生機器など	
	その他備品		ピアノなどの楽器類
			アート計画（彫刻、絵画、タペストリーなど）
		緞帳など	

8. 整備スケジュールと今後の課題

(1) 今後のスケジュール

今後のスケジュール



(2) 今後検討が必要な課題の整理

- 建設予定敷地の拡大

周辺環境等に配慮しつつ、拠点施設に必要な機能諸室を配置するためには、敷地拡

大を視野に置いた検討が必要になります。

その際、施設の配置のみならず、地域の居住環境への配慮や地域活性化の効果等、幅広い視点での検討が必要になります。

施設での公演終演時に観客が一斉に退館する際、県道那覇内環状線（一銀通線）での歩行者の混雑が予想されるため、県道那覇内環状線（一銀通線）以外の道路への分散化を目的として、出入口も複数も受けるなどの検討が必要となります。また、施設出入り口から歩道までの敷地内での溜まり空間の確保について検討が必要です。

拠点施設の機能や周辺地域との連携効果などを高めるため、施設周辺のモノレール駅からの接続性の強化や国際通りや周辺の中心市街地などへの連続性の強化のため、市道久茂地9号とのつながりについても検討する必要があります。

● 周辺環境整備への配慮

建設予定地の用途地域は第一種住居地域であり、ホール施設を建設するためには、建築基準法第48条ただし書きに規定する建築審査会の許可が必要となります。当該許可を受けるに当たっては、騒音や交通処理など周辺環境への十分な配慮が必要であるとともに、拠点施設の設置に併せた地域の環境向上やにぎわいの創出につながる環境整備が望まれます。

● 設計業務の発注に関する手法の検討

拠点施設の基本設計等の発注に際しては、一般競争入札の他、総合評価方式や公募型設計者選定競技（プロポーザル方式）等がありますが、近年は、プロポーザル方式による事例が多くなっています。

本基本計画の実現に向けた発注方式の検討に際しては、他施設の発注方式の事例も参考に発注・契約方式や設計者募集・選定の考え方等を広く検討する必要があります。

● 施設整備にあたっての市民参加、市民協働の取り組み

拠点施設の整備に向けてのこれまでの検討過程においては、市民アンケートの実施、複数回の市民ワークショップの開催、文化芸術団体へのヒアリング調査やアンケートの実施など、多くの市民からの多様な意見を取り入れる機会を設けてきました。これからの段階においても、引き続き市民が積極的に参加できる機会を設けることで、市民協働による施設整備に向けた取り組みを推進します。

【市民参加、市民協働の事例】

- 設計趣旨を説明する機会を広く設けるとともに、市民との意見交換を行う機会を設ける。
- 整備の進捗状況の広報活動を市民参加で行う。
- 開館後の事業や運営について市民との意見交換を行う機会を設ける。

那覇市新文化芸術発信拠点施設 基本計画

平成 26 年 10 月策定

発行者：那覇市 市民文化部 文化振興課

沖縄県那覇市寄宮 1-2-1（那覇市民会館内）

TEL：098-855-5081 FAX：098-855-5089